

平成22年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成22年3月5日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課	長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課	長	小原隆昇君	会計管理者兼 出納室長	坂本昇一君
住民生活課	長	高橋潔君	福祉保健課長	右谷康一君
農政課	長	照井智則君	商工観光交流課長	小林宏和君
建設課	長	鈴木隆君	農業委員会 会長	渡邊調君
農業委員会 事務局	長	小野寺光廣君	教育委員長	佐藤孝君
教育	長	後松順之助君	学務課長	辻一志君
社会教育課	長	泉谷隆雄君	幼児教育課長	草薙正子君
代表監査委員		久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局	長	深澤克太郎	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査		佐々木直樹		

---

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

---

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

---

◇ 熊 谷 隆 一 君

○議長（高橋 猛君） 15番、熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

（15番 熊谷隆一君 登壇）

○15番（熊谷隆一君） 一般質問をいたします。

最初に、文化財行政について質問をいたします。

美郷町は、合併後5年を経過いたしました。平成の合併秋田県第1号として、何かにつけて県内外の注目を浴びながら行政が進められてきました。これまでさまざまな施策が積み重ねられた結果、特に今年1月に実施された公共施設の再編、あるいはその他のソフト事業によって、一つの町としての形が醸成されつつあると感じています。このことは美郷町民のみならず近隣の市民などからも高い評価を得られていると感じるのは私ばかりではないと思います。

今回の私の質問は、さらに町民同士が理解を深め一体感を強めることにより、より一層の一つの美郷町を築き上げ、さらに発展を期すべきだという思いからであります。

目まぐるしく変化する社会情勢の中で行政のウエートも町民の現実の生活を優先したものにならざるを得ないことはそのとおりであります。町が目指す交流や観光の施策を進める上で、貴重な文化財資源をどう生かすかということは大切な課題でもあると思います。私たちの現在の生

活は先人たちから代々引き継がれてきた歴史の上に成り立っており、そこから学ぶことも多いと思います。そして、旧町村の歴史を知ることが、より町民同士の理解が深まることになると思います。

現在行われております圃場整備事業や道路整備などでも発掘調査が行われており、新しい発見もあると思います。また、町民の中、特に文化財などに造詣の深い方は、公共施設再編と同じような進み方でいいのか、史跡などは、その場所にあって、その文化財としての価値を発揮するという意見の人々もおります。今後、一連の事業を進める上で、それらの事情や歴史に詳しい有識者の方々の意見を聞きながら、少し時間をかけながらという配慮も必要ではないかという感じもいたします。

そこで、一連の公共施設再編計画の中に学友館に併設されると聞いております郷土資料展示館の整備計画がありますが、その施設の基本的な考えについて伺います。

私の近くに県の埋蔵文化財センターがありますが、向かいにあります展示施設ではビデオ映像が放映されております。非常にわかりやすい内容となっておりますので、そういう映像展示の考えはあるのかということについて伺います。

また、きのうの22年度予算の説明の中でも発掘調査等の説明がありましたが、本堂城跡の発掘調査の計画について、また他の発掘調査の計画について伺います。

また、本堂城跡は、私が言うまでもなく、山城、それから現在発掘が計画されております平城、そしてそのとき住んでおった住民、現在の本堂地区に住んでおる町民でございますけれども、それが一面にあるように体系的なつながりがあるということで、非常に文化財価値が高いと言われております。そうした発掘調査後の埋蔵文化財の整理・展示について伺います。

次に、郷土資料館の存続について強い要望があり、調査中というふうに聞いております。あそこは収蔵品も貴重なものが多く、またわら細工資料館もあります。そして、何よりも、あの場所は郷土の先人、坂本理一郎翁が手がけた田園都市プランの生きた史跡でもあります。現在、北公民館が解体されておりますが、その後の一帯の整備方針をどのように考えておられるのかについて伺います。

それから、ただいま申しました郷土資料館の向かいにあります松・杉並木、それから郷土資料館一帯をなしております千屋小学校のグラウンドの関連でございますけれども、千屋小学校東側のグラウンドにあります桜の木、大分本数ありますけれども、樹齢のせいか、樹勢が非常に弱く感じております。花もよく咲かないようになりました。まだこれからの検討課題ではあると思

いますけれども、小学校再編計画の中でグラウンド整備、それから非常にスポ少で使っております野球場が狭いという意見もあります。そこで、グラウンド整備、それから野球場の整備とあわせて桜の木の管理方針について伺います。

次に、旧町村時代にそれぞれ歴史があり、それをまとめた郷土史が編さんされていると聞いております。それはそれですばらしいものでありますけれども、私自身、他地区、例えば六郷町、仙南村の郷土史は目にしたことはございません。しかし、現在の忙しい時代において、あの分厚いものを逐一読んで理解することは、これもなかなか難しいことでありまして、総合計画の中で歴史ハンドブックの制作が計画されておりますけれども、それは非常に期待したいところでございます。その歴史ハンドブックのコンセプト、おおよその内容について伺います。

次に、二つ目の質問となりますけれども、県道角六線の歩道整備について伺います。

公共施設再編におきまして、特に南北に位置しておる美郷町にありまして、幹線道路の整備は重要な要素であると思っております。特にその中でも県道角六線は重要な路線として位置づけられており、長年の懸案であった小荒川下相野地区の歩道整備が完成して、大変利便性が増しております。そして、現在、塚・鏈田間の整備事業に着手しております、そのことに対しましては早期の完成を期待したいところであります。現在、本堂城回経営体育成圃場整備事業が行われておりますが、その関連で、本堂・大仙市三本扇間につきましては歩道の用地が確保されているようであります。

私が質問したいのは、その中にあります真昼荘から福祉センター前の広場の信号までということですが、通称「若林」と地元では言っておりますけれども、その信号までの間は、まだ整備がなされておられません。非常に通行量の多い角六線でありまして、冬期間は特に幅員が狭くなっております。また、夏場におきましても、路面排水のフレームが入っていないなど、近隣の農家から営農上の課題もあるという話も伺っております。このことにつきまして、県の計画はどうなっておるのか、県への要望・計画についてお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの熊谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、文化財行政についてですが、議員がおっしゃるとおり、交流や観光を見据えますと、歴史・文化財をどう生かすかということは大切な観点です。町としても、そうした認識のもと、総合計画後期基本計画の中に文化財を生かすための項目を盛り込んでいるところです。また、そ

うした取り組みの中で町民の一体感あるいは地域融和を目指すことも、議員おっしゃるとおりです。その上で、文化財に対しては、議員もご存じのとおり、国においては、全国のすぐれた歴史・文化財を一堂に会して国としての歴史がわかるような資料の展示をされておりますし、また県においても、県内の歴史・民俗文化財を一堂に集め、県内のそうした歩みあるいは歴史がわかるような形で一堂に展示しているところです。

町としても、こうしたことを踏まえながら郷土資料展示館について整備を進めていこうと考えておりますが、旧3町村で所蔵してきた歴史・民俗資料は現在も合併前と同じ状況で収蔵、展示がされておりますが、町全体の歴史・文化等を広く1カ所で学習することで地域融和を図るとともに、議員ご指摘のとおり、美郷全体に対する郷土愛をはぐくむことなどを目的にして、かかる資料を集約して展示できるようにすることが郷土資料館のコンセプトであります。

その資料点数については、3地区で1万点を超えておりますが、現在、そのデータベース化を進めております。見通しでは平成22年度中に終了する予定ですが、その作業が終了した後、同じ種類の資料の取り扱いや傷みの激しい資料の取り扱い等について方針を定めるとともに具体の展示等について検討していくこととなりますので、展示内容等については今後の検討となりますことにご理解をいただきたいと存じます。

また、映像資料については、総合計画後期基本計画の中に伝統行事や伝統的技術の伝承として映像資料の制作を盛り込んでおりますが、展示内容等の検討の際、考慮してまいりたいと存じます。

なお、公共施設再編計画では学友館に集約するとともに増築を計画しておりますが、明らかになってきている資料点数や展示の地域バランス等も考慮すると、想定規模以上の展示空間が必要になることも考えられますので、学校統合によって生ずる空き校舎の活用も現実的な選択肢として認識し、今後、公共施設再編計画の一部見直しも視野に入れて、改めて郷土資料館の整備について検討してまいりたいと存じます。

次に、発掘調査と埋蔵文化財の展示についてですが、本堂城跡は歩塁を含む内館跡及び内堀跡が目に見える形で残されており、県内の中世城館の中でも平城としての形態がわかりやすく理解することのできる、まれな存在です。そのため、昭和48年度に秋田県指定史跡になるとともに、平成15年度には本堂城址整備検討委員会を立ち上げ、平成16年度から24年度までの本堂城跡基本構想をまとめるとともに、その構想に基づき、トレンチによる内容確認調査を実施してきております。

これまでの調査成果については3年に1度の割合で報告書を作成し、まとめておりますし、遺構・遺物については現地での遺跡見学会や歴史講演会などで紹介してきております。また、その他の埋蔵文化財の発掘調査については、圃場整備事業や道路改良整備などの開発行為に際し試掘を行うとともに、遺構・遺物が発見されれば、その状況に応じた発掘調査を実施してきております。さらに、発掘調査の成果については報告書作成や調査報告会を随時実施してきているところです。今後も、これら計画に従うとともに、状況に応じた調査を進めてまいりたいと存じます。

なお、これまで発掘してきた出土品はすべて保管してありますので、郷土資料館の再編統合を実施する際には、展示等について検討していく必要があるものと存じます。

次に、現在の郷土資料館一帯の整備方針についてですが、まず旧本堂分校の資料館については、議員もご了解のとおり、解体の妥当性について検討することとしており、昨年11月に庁内検討委員会を設置して、資料整理や外部検討委員の選考等を協議するとともに、今後、外部検討委員による検討会を開催し、当該施設について議論を深めることとしております。

また、千畑公民館解体後の跡地については、当該敷地一帯が県条例に基づく緑地環境保全地域の指定区域になっており、建築物や工作物等の新築・増改築をする場合、県に届け出が必要であるとともに、内容によっては届け出に係る行為の禁止もしくは制限などを命じられることがある地域ですので、当該敷地の整備については、県から禁止や制限などを命じられない行為の範囲を確認するとともに、県の意見も伺いながら、今後、整備方針を議論してまいりたいと存じます。

次に、千屋小学校グラウンド東側の桜についてですが、現在、50本ほどのソメイヨシノがありますが、これまでテングス病の枝切除や枯死した枝の切除、木がため剤の塗布など腐朽防止処置を行うなど、その保存に努めてきております。今後、小学校統合を踏まえ、校舎改修やグラウンド改修などを検討していくこととなりますが、千屋小学校グラウンドも県の緑地環境保全地域となっておりますので、ソメイヨシノ自体の一般的な寿命も踏まえながら、県の緑地環境保全地域指定の意味もかんがみて、その保存・管理について検討してまいりたいと存じます。

次に、歴史ハンドブックについてですが、町全体の歴史等について町民が広く共通理解をすることは、先ほど述べましたとおり、地域融和を促進するとともに美郷町全体に対する郷土愛をはぐくむものと認識し、総合計画後期基本計画に歴史ハンドブックを制作することを盛り込んでおりますが、こうした目的を達成できる内容にすることが制作コンセプトになるものと私は考えております。

後期基本計画につきましては、現在とりまとめたばかりで、一つ一つの取り組みについて具体

の肉づけを今後行うこととなります。したがって、ご質問の件につきましても、具体内容については現在詰めておりませんが、今後の検討となりますので、その中で町の歴史や史実、先覚者や文化財等の概要が展望できる内容となることを視野に入れて計画期間内にまとめたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、県道角館六郷線の歩道整備についてですが、町ではこれまで、畑屋地区、本堂地区、そして議員ご質問の土崎地区の3地区の整備について、県初め県議会に要望を行っております。そのうち畑屋地区に関しては、議員もご承知のとおり、既に路線測量を行うとともに住民説明会も2回開催し、用地測量の同意を得ているところで、県からは平成25年度の完成に向けて事業を推進していただいているところです。

また、これら地区の歩道整備については、平成17年度7月を皮切りに、これまで11回に及ぶ要望活動を展開しております。具体的には、県に対して6回、大仙美郷選出県議会議員に対して3回、県議会に対して2回の要望内容となっております。県の説明では、まずは畑屋地区の歩道整備の早期完了を優先するとのことで、その後、計画的にその他の地区の事業を実施したいと伺っておりますが、その具体年度については示されておられません。

町としては、県財政に一定の理解を持ちながらも、畑屋地区以外の地区について早期に事業着手されるよう引き続き要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。

○15番（熊谷隆一君） ありません。

○議長（高橋 猛君） これで15番、熊谷隆一君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 泉 美 和 子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に従い質問いたします。

最初に、国民健康保険について質問いたします。

厚生労働省が発表した2008年度の財政状況によりますと、国保税の滞納者は2年連続で2割を超え、総世帯数2,144万世帯のうち445万4,236世帯となっています。滞納を理由に短期保険証にさ



れた世帯は約121万世帯、窓口で全額支払う資格証明書が31万世帯となっています。一方、保険税の収納率は、全国平均で前年度より2.14ポイント低下し、88.4%と過去最低となりました。高過ぎる保険税と経済危機による景気悪化が影響していると考えられるものです。

当町の国保税の収納状況はどのようになっているのか伺います。

また、資格証明書の発行件数と、どの年齢層に発行数が多いのか伺います。

1997年に介護保険法が制定されたときに国民健康保険法も改悪され、保険税を滞納した世帯からの保険証の取り上げが自治体の義務とされました。この間、全国では、医療が必要なときでもお金がかかるので、すぐお医者さんにかからず、命を落とす悲劇が大きな社会問題となってきました。短期保険証、資格証明書発行の義務規定の削除を国に求めていくべきではありませんか。見解をお伺いいたします。

資格証明書では、病院窓口で一たん医療費を全額支払わなければなりません。厚生労働省は経済的困難で窓口で10割負担が困難な人に資格証明書を発行しないよう通知を出していますが、当町で資格証明書世帯で緊急に医療機関での受診が必要となり、短期保険証を発行した実績があるのかどうか伺います。

肝心なことは、そのことが無保険状態にある資格証明書を発行された町民に周知徹底されているのかということです。滞納した保険税も払えず、病院にも行けず、手遅れになってしまうようなことがあってはなりません。資格証明書世帯であっても、申し出によって短期証を発行する必要があることについて周知すべきではないでしょうか。

この間、格差と貧困が広がり、雇用破壊や中小企業経営の悪化が進む中で、国保加入者の生活は厳しくなる一方です。昨年、国保税が引き上げられ、住民から、「余り高くて間違っただけではないかと役場に電話をした」という声や、「収入は減る一方なのに税金は上がり、生活を切り詰めて何とか払っているが、これ以上は無理、ぜひ安くしてほしい」など、切実な声が私のところにも寄せられています。新年度予算ではどのような見通しなのか伺います。

この経済状況下で、国保加入者にこれ以上の負担を求めるべきではありません。国庫負担の増額による引き下げが必要ですが、町としてもあらゆる財政措置を行い、国保税の値上げを抑え、むしろ引き下げるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

そもそも、国保加入者は高齢者や自営業者、失業者などが多いものです。だからこそ、手厚い国庫負担なしには成り立たない医療保険です。国民健康保険法第1条でも、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的と

する」と明記しています。ところが、政府は、1984年から2006年の間に国庫負担を市町村国保の総収入に占める割合の49.8%から27.1%へとほぼ半減させてきました。健全な国保運営と財政確立のためには、国庫負担の大幅増額以外にありません。何よりも国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療を受けられるようにするためにも、国庫負担を見直し、大幅な増額を国に求めていくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

国保税の支払いが困難なことと、さらには医療費の窓口負担を苦しめた受診抑制も深刻化しています。「本当は月2回受診しないといけないけれども1回にしている」という声や「支払いを待ってもらっている」などの住民の切実な声も寄せられています。公的医療制度は、お金のある、なしにかかわらず、全国民に必要な医療を保障するためにつくられたもので、お金がなければ医療が受けられないというのでは制度の意味がありません。

国民健康保険法の第44条では「保険者は、特別の理由がある被保険者に対し医療費の一部負担を猶予または減免することができる」とされています。このような経済状況のときだからこそ、国保税の減免制度や医療費の一部負担の減免制度の周知徹底を図っていくべきではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 泉議員のただいまのご質問にお答えいたします。

国民健康保険税の収納状況についてですが、収納率は、平成19年度で94.55%、平成20年度で93.29%、平成21年度は現時点で93%ほどの見込みで、低下傾向にあります。

また、被保険者資格証明書の発行件数については、平成21年10月1日の被保険者証更新時には17世帯でしたが、現在は13世帯と減少しております。13世帯、計18人の被保険者の年齢構成は、60代が5人、40代が5人、20代が4人、30代と50代が各2人となっております。なお、その世帯にある高校生2人、中学生2人については、短期被保険者証を交付しております。

次に、短期被保険者証及び被保険者資格証明書についてですが、議員ご存じのとおり、被保険者資格証明書は昭和62年1月、国保被保険者間の負担の公平化を図るとともに悪質な国保税滞納者対策の一環として設けられ、平成12年4月には介護保険制度の導入を機に、短期被保険者証とともに保険税滞納者に対する実効的な対策を講ずる観点から義務化が行われたものです。

現在は、被保険者資格証明書の交付対象世帯のうち中学生以下の子供には、その責を負わせられないとして資格証明書かわりに短期被保険者証を交付するよう制度改正されておりますが、

町では、中学生のみならず子供には国保税滞納の責任はないとの考えから、短期被保険者証の交付を高校生まで拡大する特別な措置を講じているところです。

町では、こうした交付対象世帯に対して、交付に至る前に納税相談に応じていただくよう必ず連絡を差し上げ、それぞれの状況に応じた各種相談や指導を行い、納税意思の確認や分割納付の実施などにより短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付回避を図るとともに負担の公平性の確保に効果を得ているところですので、かかる義務規定については、こうした意味を持つ義務的業務と認識するとともに、引き続き適切に運用することで制度の安定的運営に資してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次の質問についてですが、平成21年1月20日付の厚生労働省保険局国民健康保険課からの事務連絡に基づく医療機関受診に伴う短期被保険者証の交付世帯は、これまで3件、3人となっております。当該制度の周知につきましては、対象となる世帯が極めて少ないため全世帯を対象に周知することは行っておりませんが、納税相談に来ていただいた際や臨戸徴収の際に相談されたときには制度を周知しているところです。

町としては、先ほど申しましたとおり、滞納者についてできる限り納税相談に応じてもらい、短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付回避を図るとともに負担の公平性の確保を図ることが肝要であるため、こちらの連絡に反応のない方に対してこうした制度の周知を図ることは難しくし、何らかの形で納税相談に応じていただくようお願いしてまいりたいと存じます。

次に、新年度予算編成についてですが、国民健康保険特別会計については、医療機関に支払われる療養給付費や高額療養費が毎年増加してきており、年々予算規模が拡大してきている状況です。こうした流れの中で編成した新年度予算案については、療養給付費や高額療養費の増加を見越して必要額を見積もるとともに国庫負担金等の歳入を適正に見積もり、ルールに従い、不足分を国保税で確保する予算としております。そのため、療養給付費等が増嵩すれば国保税にはね返らざるを得ない内容となっております。

しかし、議員もご存じのとおり、当初予算編成では国保税額に影響を及ぼす繰越金は2カ月が未払いであるため見込み計上となっており、国保税を賦課する段階では確定しますが、これまでは当初予算の繰越金を上回る繰越額となってきたため、当該年度の国保税賦課に当たっては、その分を差し引き、結果的に国保税歳入は減額補正してきております。

また、21年度からは当初予算において可能な限り国民健康保険事業基金を取り崩し、負担増の抑制に配慮してきているところです。その結果、当然のことですが、繰越金並びに基金残高は

年々減少してきているところです。22年度においても同様の考え方でありますが、まずは繰越金が当初予算計上を大きく上回ることを期待するとともに、その結果を踏まえた上で、望ましい選択肢ではありませんが、場合によっては、さらなる基金の取り崩しも視野に入れ、負担増の軽減に留意してまいりたいと考えております。

次に、国庫負担の増額についてですが、町としては、秋田県国民健康保険団体連合会に対し、第56回国民健康保険東北大会の提出議題として国保財政の安定を図るため国庫負担を拡充強化することを要望しており、平成21年7月27日開催の県国保連の通常総会において本件が要望事項として決定されております。また、同年10月21日、盛岡市で開催された国民健康保険東北大会においては、国保制度の健全な運営を図るため、国保財政基盤安定強化策を継続し、拡充強化するよう国に要望することが決議されております。今後も、国保の経営基盤強化につながる措置が講じられるよう、県国保連等を通じて要望してまいりたいと存じます。

国保税の減免制度の周知についてですが、これまで町では最低年3回は町広報を通じて周知に努めているところです。また、一部負担金の減免制度については、生活保護法の基準を目安にするなど厳しい基準であること、そして減免の期間も一時的な期間であることなどのため、安易な制度周知はかえって被保険者間に混乱を招く懸念もあることから、対象とならない方を含んだ全体に対しての制度周知ではなく、個別の相談対応の際に必要な応じて制度内容を周知する現実的な対応をしております。今後もこうした考え方で臨みたいと存じますので、どうかご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） まず、国保税の負担を抑えていくということに対しては、いろいろ前向きのご答弁だったと思いますので、医療費の動向がまだわからないわけですが、基金の取り崩しなどあらゆる財政措置を行って、繰返しになりますが、値上げを抑えていただきたいと思います。

資格証明書の問題で、悪質な滞納など、交付に至る前の相談として、こういうことが起こらないようにやっているということはよくわかりましたけれども、対象者が少ないということももちろんありますが、今の経済状況のもとでは、滞納して相談に行くということ自体もなかなか困難といえますか行きにくい、こういう人たちもいると思いますので、こういう点もぜひまた配慮して相談活動を今後も広げていただきたいと思います。

次の後期高齢者医療制度の質問に移ります。

後期高齢者医療制度は、医療にかかる国の予算を削減するため、75歳という年齢だけで高齢者を別立ての制度に囲い込み、差別を強いる世界に例のない医療保険制度であり、2008年4月の導入以前から国民の怒りをかってきました。「まるで年寄りには長生きをするなど言われているようなものだ」という声は、絶えることがありません。後期高齢者医療制度についての町長の認識をお伺いいたします。

民主党政権は、後期高齢者医療制度の廃止を4年先送りし、それまでは現行制度を存続させる方針を決めました。差別制度を速やかに廃止し、老人保健制度に戻すことを掲げていた総選挙の方針からの重大な後退です。しかも、公約してきた保険料の負担軽減も実行せず、4月から全国平均で14.2%、8,800円もの負担増を押しつけようとしています。県広域連合でも、保険料の急激な上昇を抑えたとしながらも、据え置きではなく引き上げが決められました。引き上げの内容と影響を受ける町民の人数をお伺いいたします。

厚労省は、直ちに廃止すれば混乱するとか導入前の制度に戻せば一部の負担がふえるなどと言いますが、わずか2年前まで実施され、国民の側に何ら問題がなかった制度に戻すのに特別の困難はないはずで、現行制度が継続する限り、差別がなくならないだけでなく、高齢者の暮らしと健康に深刻な負担を強いることとなります。後期高齢者医療制度を廃止し、一たん老人保健制度に戻すよう国に求めるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴い医療費の一層の増大が見込まれる中、国民皆保険という現在の制度を将来にわたり持続可能なものとするため、負担能力を勘案しつつ、現役世代と高齢者でともに支え合う制度として創設されたものと認識、理解しております。

また、本制度を廃止して老人保健制度に一たん戻すことについては、新政権発足後に検討された結果、まずはたびたびの見直しにより高齢者に不安を感じさせること、またシステム改修や被保険者情報の移管等に約2年の期間と多額の経費を要するため、新たな制度に直接移行することが合理的であること、そして全国の市町村等において膨大かつ複雑な事務処理が必要となるなど、さらなる混乱が生じるとのことから、老人保健制度に戻すことはしない判断がなされたものと伺っております。

さらに、本制度については新政権において平成24年度末をもって廃止する方針が示されており、昨年11月、長妻厚生労働大臣が主催する高齢者医療制度改革会議において新制度の具体化に向けた検討が開始されていることから、町としては、改革会議の動向を注視しつつ、秋田県後期高齢者医療広域連合など関係機関との連携を深め、本制度の運営について万全を期したいと考えております。

保険料については、本制度が財政運営期間を2年と定めており、2月に開催された県広域連合議会定例会において平成22年度及び23年度分の保険料率が決定され、本年4月から保険料が改定されることとなっております。秋田県においては、県広域連合が保険料の急激な上昇を抑制するため、国の方針に基づき平成20年度及び21年度分の余剰金や財政安定化基金を取り崩して保険料に充てることにより、1人当たり平均2.7%、1,002円の増となり、議員が全国平均としてご紹介されたような急激な引き上げは行われたいこととなっております。

なお、保険料改定の影響を受ける者は、均等割額は後期高齢者医療加入者全員に賦課されますので、2月1日現在、3,964人となっております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 後期高齢者医療制度の認識についてですが、国の制度でありますけれども、ともに支え合う制度とおっしゃいましたが、年齢により医療差別を行う制度ではないかと私は思います。多くの皆さんから、長生きを喜べない、年寄り早く死ねと言っているようなものだ、こういう声がたくさん、制度が発足してからずっと現在に至るまで寄せられています。長年社会発展に貢献してきた高齢者を75歳という年齢で別立ての制度にして、さらに医療にも差別をするという、本当に高齢者に対して長生きを喜べない制度というのは、どこか間違っているのではないかと私は思いますけれども。そして、やはりこういう廃止の声などは地方からどんどん上げていって大きな運動になっていくものだと思いますが、町長、もう一度ご答弁お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

国において後期高齢者を年齢で区分することなどを現行制度の問題点として考えておりますので、それらの問題点の解消を図り、国民の納得と信頼が得られる新たな制度に移行するために現在検討されているものと私は認識しておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい、最後です」の声あり） 9番、泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 後期高齢者医療制度は、75歳以上の人口がふえる、それから医療費がふえると自然に保険料がはね上がっていくという本当にひどいシステムだと思います。町長も言いましたけれども、こういう制度を一日も早く、多くの国民からは4年も待てないという声が圧倒的に出ていますので、これをぜひ廃止に向けて、いろいろな機会に声を上げていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

8日、午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前10時49分）

